

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年六月奈良県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの規定中「（平）」を「（平）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。